


# 相続仮払請求に関する 必要書類のご案内

 株式会社 ゆうちょ銀行

この冊子は、貯金等の相続手続きに必要な書類及び記入方法等を記載しています。

ご不明な点は、下記連絡先にお問い合わせください。

<お問合せ先>

福岡貯金事務センター 相続課 相続受付担当

電 話 : 092-721-9832

受付時間 : 平日 午前9時から午後5時まで

## I 貯金の相続仮払請求の流れ

◎ 今後の相続仮払請求の大まかな流れは次のとおりです。

### ① 必要書類のご準備・請求人様による請求書のご記入

- 必要書類をご準備いただくとともに、「相続仮払請求書」等の書類に必要事項をご記入いただきます。

※ 必要書類は相続の内容により異なりますので、当ご案内に基づきご準備ください。  
※ ご準備いただく書類や記入方法についてご不明な点は、お電話により貯金事務センターにお問い合わせください。  
※ 相続貯金残高の確認が必要な場合は窓口で残高証明の請求を行ってください。

### ② ゆうちょ銀行又は郵便局への書類提出（相続仮払のご請求）

- 原則として、最初に相続仮払のお申出をいただいた店舗にご提出ください。
- 請求人様がお来店ください。（代理人様がお来店される場合は、委任状が必要となります。詳しくは、当ご案内の「IV 書類のご提出」をご参照ください。）
- ご来店の際は、ご本人様であることが確認できる証明書類（運転免許証、健康保険証など）をお持ちください。（代理人様の場合は、請求人様と代理人様の証明書類が必要となります。）

※ 提出書類と引き換えに預り証をお渡します。お手続きが完了するまで必ず保管してください。

### ③ 貯金払戻証書等のお受取り

- 貯金事務センターから、請求人様あてに貯金払戻証書を簡易書留郵便にてお送りします。
- 貯金払戻証書を、お近くのゆうちょ銀行または郵便局の貯金窓口にお持ちになり、払戻金をお受け取りください。

※ ご来店の際は、ご本人様であることを確認させていただく場合がありますので、証明書類（運転免許証、健康保険証など）をお持ちください。（代理人様がお来店された場合は、委任状及び代理人様の証明書類が必要となります。）  
※ 貯金払戻証書は、ゆうちょ銀行または郵便局の貯金窓口のみで現金化できるものです（他の金融機関では現金化不可）。

#### 《お手続きの所要日数について》

- 相続仮払のご請求からお手続きの完了まで(上記②～③)、1週間～2週間程度を目安としてください。
- ご提出いただいた書類に不備がある場合や処理が混み合っている場合には、1か月程度かかる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

※ 各種提出書類は、原本をご持参ください。確認させていただいたあと（必要な場合にはコピーさせていただいてから）お返しいたします。

## Ⅱ 必要書類及びその書き方

◎ 次の書類をご準備ください。(ご不明な点はお問合せ先までご照会ください。)

### ① 戸籍謄本等の取得

※ 各種提出書類は、原本をご持参ください。確認させていただいたあと(必要な場合にはコピーさせていただいてから)お返しいたします。

1 次の方の戸籍謄本等をご用意ください。

#### ◆被相続人様(亡くなられた方)

- ・ 被相続人 様の初婚から死亡まで繋がる謄本(戸籍謄本\_\_除籍謄本)(戸籍が改正されていた場合は、改正前の戸籍「改正原戸籍」が必要となります。)

#### ◆被相続人様の亡くなられたお子様

- ・ 被相続人様の亡くなったお子様 の16才または初婚から死亡まで繋がる謄本(戸籍謄本\_\_除籍謄本)(戸籍が改正されていた場合は、改正前の戸籍「改正原戸籍」が必要となります。)(被相続人様の戸籍の中で確認できる場合は不要です。)

#### ◆被相続人様の亡くなられたご両親様

- ・ 被相続人様の亡くなったご両親様 の初婚から死亡まで繋がる謄本(戸籍謄本除籍謄本)(戸籍が改正されていた場合は、改正前の戸籍「改正原戸籍」が必要となります。)

#### ◆被相続人様の亡くなられたご兄弟姉妹様

- ・ 被相続人様の亡くなったご兄弟姉妹様 の16才または初婚から死亡まで繋がる謄本(戸籍謄本\_\_除籍謄本)(戸籍が改正されていた場合は、改正前の戸籍「改正原戸籍」が必要となります。)

※ 相続人を確認するためには、原則、被相続人様(亡くなられた方)が生まれた時から亡くなるまでの『連続した戸籍謄本』が必要になります。

### 戸籍謄本等の入手方法

戸籍のある市町村等役場(役所)で入手できますが、戸籍のある市町村等が遠隔地の場合は、その市町村等役場(役所)の戸籍管理担当者に、郵送による交付方法を事前に電話でお問い合わせください。

2 印鑑証明書をご用意ください。

(1) 請求人様の印鑑証明書(発行後6か月以内のもの)の提出をお願いします。

# Ⅲ 必要書類のご確認

◎ 書類が揃ったところで、必要書類のご確認をお願いします。

※ ご来店いただく前に、ご用意いただいた書類がすべて整っていることを、「必要書類一覧表」でご確認ください（該当の書類の「お客さま確認欄」にレ点を記入してご確認ください。）。

<table border="1" style="float: right; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 150px; padding: 2px;">お客様受付番号</td> <td style="width: 100px; height: 20px;"></td> </tr> </table>							お客様受付番号	
お客様受付番号								
<h2 style="margin: 0;">必要書類一覧表</h2> <p style="font-size: small; margin: 5px 0;">相続仮払請求に必要な書類は次表のとおりですので、ご準備をお願いします。 また、部数が記入されていない書類につきましては、書類の部数をご記入いただき、ご用意いただいた書類がすべてそろっていることの確認をしてください。 ※ 各種提出書類は原本をご持参ください。確認させていただいたあと（必要な場合にはコピーさせていただきます）お返しいたします。</p>								
NO	書類名	要・不要	部数	お客様確認欄	取扱店確認欄	備考		
1	戸（除）籍謄本または法定相続情報一覧図写し*（謄本をご提出いただく場合は以下の謄本をご準備ください） □ _____様の婚姻（初婚、未婚の場合は16歳）からお亡くなりになるまでつながる謄本 □ _____様と _____様の関係が確認できる謄本			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
2	印鑑登録証明書 ※ 発行後6か月以内のもの			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
3	貯金仮払請求書			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
4	お取引目的等の確認のお願い			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
5				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
6				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
7				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
8				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
* 「法定相続情報一覧図の写し」とは、法定相続情報証明制度に基づき、相続人が被相続人の戸籍謄本等を法務局に提出することにより、無料で交付を受けることのできる書類です。				書類がすべて揃っていることをご確認のうえ、レ点をご記入ください。				
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%; border: 1px dashed black; padding: 5px; vertical-align: top;">                 通信欄                  【貯金事務センター → 取扱店への連絡事項】             </td> <td style="width: 40%; border: 1px solid black; padding: 5px; vertical-align: top;">                 取扱店日附印  <div style="border: 1px solid black; height: 50px; width: 100%;"></div> </td> </tr> </table>							通信欄 【貯金事務センター → 取扱店への連絡事項】	取扱店日附印 <div style="border: 1px solid black; height: 50px; width: 100%;"></div>
通信欄 【貯金事務センター → 取扱店への連絡事項】	取扱店日附印 <div style="border: 1px solid black; height: 50px; width: 100%;"></div>							

# Ⅳ 書類のご提出

- 1 原則として、最初に相続仮払のお申出をいただいた、ゆうちょ銀行又は郵便局の貯金窓口にご提出ください。
- 2 請求人様がお来店ください。（代理人様がお来店された場合は、委任状が必要となります。）
- 3 請求人様の実印及び必要書類一覧表に記載の必要書類をお持ちください。（書類のご提出を委任された場合は、代理人様の証明書類（運転免許証、健康保険証など）も必要となります。）
- 4 お持ちいただく書類は、「必要書類一覧表」とともに同封の「貯金事務センターあて封筒」に入れて、ゆうちょ銀行又は郵便局の貯金窓口にご提出ください。
- 5 委任状をご利用される場合は以下をご参照ください。

※ 委任状は、相続仮払請求を委任する方（相続人様）が自筆でご記入ください。  
 また、相続仮払請求を委任する方（相続人様）の印鑑証明書も合わせて必要となります。

※ 委任状は、お手続きを委任する方がすべて自筆でご記入ください。

## 委任状

次の取り扱いを委任します。

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

委任状作成の日付をご記入ください。

委任者 (名義人)	郵便番号 ( 100 - 8798 )		
	おところ	千代田区 大手町 2丁目3-1	
受任者 (代理人)	郵便番号 ( 100 - 8798 )		
	おところ	千代田区 大手町 2丁目3-2	
おなまえ	郵貯 太郎 相続人 郵貯 花子	実印	実印
おなまえ	郵貯 梅子		

委任される相続人さまの住所及び氏名（氏名の前に「被相続人様の氏名及び相続人」の文字）等をご記入ください。

委任される相続人さまの実印を押してください。

委任される相続人さまから受任される方（代理人様）の住所及び氏名等をご記入ください。

書類のご提出のみを委任される場合  
 委任する内容は「相続仮払請求に関する書類の提出」にチェック願います。

仮払いの請求及び仮払金の受領を委任される場合  
 委任する内容は「民法909条の2に基づく遺産分割前の貯金債権の払い戻し請求及び受領」にチェック願います。

※ □枠欄は、該当の項目にレ印をつけてください。  
 ※ 委任する内容の【】内に○をつけてください。

チェック	委任する内容	記号番号	証書番号等 (注)
<input type="checkbox"/>	相続手続に関する書類の提出		
<input type="checkbox"/>	相続手続に関する証書等の受領		
<input type="checkbox"/>	相続手続に関する払戻金の受領		
<input type="checkbox"/>	相続手続に関する返送書類の受領		
<input type="checkbox"/>	相続手続に関する連絡		
<input checked="" type="checkbox"/>	相続仮払請求に関する書類の提出		
<input checked="" type="checkbox"/>	民法909条の2に基づく遺産分割前の貯金債権の払い戻し請求及び受領		

※ 記名国債に関するご請求時にご記入ください。

チェック	委任する内容	国債名称	記号
<input type="checkbox"/>		国庫債券	号
		額面金額	証券番号
		円	

(ご注意)

- 印欄は実印をご押印してください
- 無記名国債の場合は「記号番号」欄に「通帳番号」もご記入ください。
- この委任状に基づき代理人さまがお手続きをされる際は、代理人さまのおところ・おなまえが確認できる公的証明資料および代理人さまの印章をお持ちください。
- なお、委任内容により、委任者さまの公的証明資料の提示および印章が必要となる場合があります。
- 代理人さまからご請求をお受けした際、お手続きを委任されたご本人さまに電話で委任内容を確認させていただきます。 (確認できない場合はお取り扱いたいしかねますので、あらかじめご了承ください。)

<取扱店使用欄>

	<input type="checkbox"/> 確認年月日 年 月 日 受 <input type="checkbox"/> 確認時刻 時 分 付
--	---

## 戸籍謄本について

戸籍は昭和32年及び平成6年の法務省令により改製が行われており、本籍の移転をされていなくても、謄本等が複数になる場合があります。改製時に新たに編成された戸籍には、その時点で戸籍に在籍する方のみ転記されますので、結婚、養子縁組等により除籍されている方が存在する場合、改製後の戸籍謄本のみでは除籍されている方の確認ができなくなります。

そのため、被相続人様の結婚（未婚の場合は16歳）からお亡くなりになられた日までに被相続人様の戸籍に記載された方を漏れなく確認させていただくために、改製前の戸籍（改製原戸籍）を併せて取得いただく必要があります。

【例1】

出生日



結婚により別戸籍に入籍



戸籍①

昭和32年法務省令  
により戸籍改正



戸籍②

平成6年法務省令  
により戸籍改正



戸籍③

亡くなられた日

計3通必要

【例2】

出生日



昭和32年法務省令  
により戸籍改正



結婚により別戸籍に入籍



戸籍①

平成6年法務省令  
により戸籍改正



戸籍②

亡くなられた日

計2通必要

【例3】

出生日



昭和32年法務省令  
により戸籍改正



平成6年法務省令  
により戸籍改正



結婚により別戸籍に入籍



戸籍①

亡くなられた日

計1通必要

※1 上記は一部の例ですので、必要となる通数は亡くなられた方によって異なります。

※2 法務省令による戸籍改正時期は自治体により異なる場合がありますので、戸籍のある自治体へお尋ねください。

② 相続仮払請求書の記入

記入要領

相続仮払請求書

被相続人名義の貯金について、民法 909 条の 2 に基づく支払いを請求します（独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構が管理する郵便貯金についても、本請求書により同機構に請求します。）。

※ 指定欄に記載がない場合は、当行において、払い戻す貯金及び金額を決定の上、上限額までの払戻しを行います（払戻金額や払戻しを行う貯金の順序につき、特にご希望がない場合は、指定欄への記載は不要です。）。

遺産整理受任者様（相続仮払請求を行う方）の住所、氏名（フリガナ）、生年月日、被相続人様との続柄および電話番号をご記入の上、実印を押印してください。

相続人（請求人）		郵便番号（ 100 - 8793 ）	実印
おところ	東京都千代田区大手町二丁目 3 - 1		
お名前	フリガナ ヲウチヨ タロウ	郵貯 花子 遺産整理受任者 郵貯 次郎	実印
生年月日	1940 年 3 月 2 日		
日中ご連絡先電話番号	03 - 3477 - 0000		

被相続人様の住所、氏名（フリガナ）、生年月日およびお亡くなりになられた年月日をご記入ください。

被相続人		郵便番号（ 100 - 8793 ）
おところ	東京都千代田区大手町二丁目 3 - 1	
お名前	フリガナ ヲウチヨ タロウ	郵貯 太郎
生年月日	1935 年 7 月 15 日	
死亡年月日	2018 年 6 月 28 日	

お支払にあたっては、原則、当行において払戻を行う貯金および金額を決定の上、上限額までの払戻しを行います。払戻対象とする貯金や金額のご指定がある場合のみ、指定欄へ記号番号をご記入ください。

なお、記号番号の誤記入または指定した貯金が上限額を超えている場合、訂正・再提出等の対応が必要です。

※仮払金額の上限額の算定方法は下記をご参照ください。

指定欄	
10000-123456789	100 万円
50000-87654321-01	50 万円

<仮払金額の上限額の算定方法>

仮払によりお支払する金額は、お預入れいただいた金額と相続割合に応じた貯金ごとの上限額があり、また、おひとりの相続人様に対して総額 150 万円までの上限がございます。貯金ごとの上限額の算定方法は次のとおりです。

$$\text{貯金ごと（貯金明細ごと）の上限額} = \text{相続開始時（死亡日）の残高} \times 1/3 \times \text{法定相続分}^*$$

また、民営化前（平成 19 年 9 月 30 日以前）にお預け入れいただいた定額郵便貯金、定期郵便貯金、積立郵便貯金については、同じく貯金ごとの上限額がございますが、民営化後にお預入れいただいた貯金とは別枠で総額 150 万円まで払い戻すことができます。

なお、死亡後に残高が減少し、現在高が貯金ごとの仮払の上限額を下回っている場合、ご指定の金額をお支払することができない場合がございますのでご了承ください。

※法定相続分

相続人	割合
配偶者と子ども	配偶者に 2 分の 1 子どもに 2 分の 1
配偶者と直系尊属	配偶者に 3 分の 2 直系尊属に 3 分の 1
配偶者と兄弟姉妹	配偶者に 4 分の 3 兄弟姉妹に 4 分の 1

子どもが 2 人以上いたり、父母がどちらも存命だった場合、兄弟姉妹が複数いたりした場合は、均等にて割るのが原則です。

ゆうちょ銀行にお預けいただいている金融資産の種類によっては、一部、仮払のお取り扱いができないものがございます。仮払請求の対象となる貯金については、別添の「仮払対象となる預貯金債権に関するご案内」をご覧ください。

# 相 続 仮 払 請 求 書

被相続人名義の貯金について、民法 909 条の 2 に基づく支払いを請求します（独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構が管理する郵便貯金についても、本請求書により同機構に請求します。）。

※ 指定欄に記載がない場合は、当行において、払い戻す貯金及び金額を決定の上、上限額までの払戻しを行います（払戻金額や払戻しを行う貯金の順序につき、特にご希望がない場合は、指定欄への記載は不要です。）。

相続人(請求人)	
おところ	郵便番号(                    -                    )
お名前	フリガナ
生年月日	年                      月                      日 被相続人との続柄 (                    )
日中ご連絡先電話番号	

被相続人	
おところ	郵便番号(                    -                    )
お名前	フリガナ
生年月日	年                      月                      日
死亡年月日	年                      月                      日

指定欄

<貯金事務センター使用欄>			日附印
確認者		確認区分	本・代・法・人・貯・顧
特記事項			



# 相続仮払請求の委任状に関するご案内

※ 委任状は、お手続きを委任する方がすべて自筆でご記入ください。

## 委任状



次の取り扱いを委任します。

年 月 日

委任者 (名義人)	おところ	郵便番号 ( - )		お届け印
	おなまえ			
受任者 (代理人)	おところ	郵便番号 ( - )		様
	おなまえ			

実印を押印  
してください。

相続仮払請求書の請求人となる方が  
必要書類の窓口へのご提出を他の方へ  
委任するとき使用します。

※ □枠欄は、該当の項目にレ印をつ

定期貯金および担保貯金  
、無記名国債の場合は  
入ください。

チェック	委任する内容	記号番号	(注)	(額面)金額
<input type="checkbox"/>	相続仮払請求に関する書類の提出			
<input type="checkbox"/>	民法 909 条の 2 に基づく遺産分割前の 貯金債権の払戻請求及び証書等の受領			
<input type="checkbox"/>				
<input type="checkbox"/>				

仮払対象とする貯金を指定  
される場合は、記号番号を  
記入してください。

### 同時に複数の相続人が仮払請求する場合 (相続割合の合計) に使用します。

- ①代表となる相続人 (= 請求人) をお決めください。  
 ※原則「必要書類のご案内」をお受取りになった相続人を請求人としてください。  
 ②代表相続人の方は「相続仮払請求書」への記入によりご請求ください。  
 ③そのほかの相続人の方は、委任状の上部「委任者・受任者」欄、チェック  
 ボックスへの記入および実印の押印により、①で指定した代表相続人の方  
 に対して、仮払請求の手続きを委任できます。  
 ※委任にあたっては、自筆による委任状への記入と印鑑登録証明書の提出が  
 必要です。  
 ④戸籍謄本、相続仮払請求書、委任状、印鑑登録証明書等の必要書類を窓口  
 にご提出ください。  
 ⑤お支払方法は「預貯金債権×法定相続割合の合計×1/3」の合計金額を  
 代表となる請求人様あてに貯金払戻証書によりお送りいたします。  
 ※この時支払額の上限は、法定相続人一人当たり150万円となります。

※ 記

チェック

(ご注

- ・お
- ・無
- ・こ
- ・る
- ・な
- ・代
- ・て

<取扱店

備考

※ 委任状は、お手続きを委任する方がすべて自筆でご記入ください。

# 委任状



次の取り扱いを委任します。

年 月 日

委任者 (名義人)	おところ	郵便番号 (      -      )		
	おなまえ			お届け印
受任者 (代理人)	おところ	郵便番号 (      -      )		
	おなまえ			様

注：通帳式の定額・定期貯金および担保貯金の場合は「証書番号」、無記名国債の場合は「個別番号」をご記入ください。

※ □ 枠欄は、該当の項目にレ印をつけてください。

チェック	委任する内容	記号番号	証書番号等 (注)	(額面)金額
<input type="checkbox"/>	相続仮払請求に関する書類の提出	17		
<input type="checkbox"/>	民法 909 条の 2 に基づく遺産分割前の貯金債権の払戻請求及び証書等の受領			
<input type="checkbox"/>				
<input type="checkbox"/>				
<input type="checkbox"/>				
<input type="checkbox"/>				

※ 記名国債に関するご請求時にご記入ください。

チェック	委任する内容	国債名称	記号
<input type="checkbox"/>		国庫債券	号
		額面金額	証券番号
		円	

(ご注意)

- お届け印が関係するお手続きでない場合は、お届け印欄は、委任者さまの任意の印をご捺印ください。
- 無記名国債の場合は「記号番号」欄に「通帳番号」もご記入ください。
- この委任状に基づき代理人さまがお手続きをされる際は、代理人さまのおところ・おなまえが確認できる公的証明資料および代理人さまの印章をお持ちください。  
なお、委任内容により、委任者さまの公的証明資料の提示および印章が必要となる場合があります。
- 代理人さまからご請求をお受けした際、お手続きを委任されたご本人さまに電話で委任内容を確認させていただく場合があります。(確認できない場合はお取り扱いいたしかねますので、あらかじめご了承ください。)

日附印

<取扱店使用欄>

備考	委任確認	<input type="checkbox"/> 確認年月日	年	月	日	受付
		<input type="checkbox"/> 確認時刻	時	分		